

公衆無線LANアクセスポイントの設置及び運用に関する協定書（案）

神奈川県（以下「甲」という。）と〇〇会社（以下「乙」という。）は、甲の施設への公衆無線LANアクセスポイント機器の設置及び運用に関して、以下の通り協定を締結する。

なお、本協定のほかに、甲乙それぞれの事務において必要な書面を取り交わす場合、本協定の内容を優先する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に定める用語は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公衆無線LANサービス 無線通信を用いて構築した構内ネットワークを経由してインターネットに接続するサービスをいう。
- （2）アクセスポイント機器 端末から、無線通信で無線LANに接続するための中継機器をいう。
- （3）サービス提供者 乙が設置したアクセスポイントにより、公衆無線LANサービスを提供する者をいう。
- （4）利用者 サービス提供者と契約をし、公衆無線LANサービスを利用する者をいう。

（設置施設）

第2条 甲は、乙に対し、別紙に記載した施設（以下「設置施設」という。）に、本協定に定める条件で、アクセスポイント機器（以下「アクセスポイント」という。）を設置することを許諾する。

（協定期間）

第3条 協定期間は本協定締結の日から平成〇〇年3月31日までとする。なお、設置日については甲乙協議のうえ決定する。

- 2 期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による特段の意志表示がないときは、本期間は満了日の翌日から起算して更に1年間、同一条件をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

（費用等の分担）

第4条 甲は、乙に対し、設置施設内においてアクセスポイントの設置に必要な場所及び電源（電力）を無償で提供する。

- 2 乙は、アクセスポイントの調達、設置、移設、撤去、運用、保守等及び乙が提供する公衆無線LANサービスに係る全ての費用を負担する。
- 3 アクセスポイントの所有権は乙に帰属する。

(設置)

第5条 乙は、アクセスポイントを乙の責任において設置施設に設置するものとする。
なお、設置場所については、甲乙協議のうえ決定する。

(移設)

第6条 甲及び乙のいずれかが、アクセスポイントの移設を希望する場合は、双方協議のうえ移設の可否、条件等を決定し、乙が移設する。

(撤去)

第7条 甲及び乙のいずれかが、アクセスポイントの撤去を希望する場合は、相手方に対し事前に通知し、乙が撤去する。

2 設置施設の管理上、緊急の場合は甲が撤去及び保管し、その旨を乙に速やかに報告する。その際、甲が故意に紛失・毀損した場合を除いて、アクセスポイントに生じた損害については、甲は責任を負わない。

(運用)

第8条 アクセスポイントの運用は乙が行うものとする。

2 乙は、アクセスポイントの運用にあたって、端末とアクセスポイント間の通信の暗号化や、端末間の通信制御など、適切なセキュリティ対策を講じるものとする。
3 甲は、設置施設の管理上、アクセスポイントの運用を停止する必要がある場合は、事前に乙に連絡し、乙が停止する。ただし、電源入切等定期的実施されるもので、乙からあらかじめ了解を得ているものについてはこの限りではない。

(保守等)

第9条 アクセスポイントの保守、点検及び修繕等は、乙が行うものとする。

2 アクセスポイントに異常が認められる場合、甲は乙に速やかに連絡する。乙は、乙の責任において、修理、交換等必要な措置を講じる。
3 甲が故意に紛失・毀損した場合を除いて、アクセスポイントの紛失、盗難、毀損についての責任は乙に帰するものとする。

(公衆無線LANサービス)

第10条 甲は、設置されたアクセスポイントを用いて、サービス提供者が公衆無線LANサービスを提供することを許諾する。

2 乙は、乙以外の者がサービス提供者となる場合は、その旨を甲に書面で通知し、許諾を得ることとする。
3 利用者の管理及び公衆無線LANサービス利用時の認証は、サービス提供者におい

て行う。

- 4 サービス提供者は、災害発生時には、前項に示す認証を経ずに利用できるように、公衆無線LANサービスを開放する。

(利用者への対応)

第11条 サービス提供者は、利用者からの問い合わせに対応する。

- 2 甲は、利用者からの問い合わせがあった場合には、サービス提供者が指定する連絡先を案内する。
- 3 利用者への周知については、サービス提供者がこれを行う。ただし、設置施設に広報媒体の掲示を行う場合は、甲の指示に従わなければならない。

(設置施設への立入り)

第12条 乙及び乙の指定する者は、アクセスポイントの設置、移設、撤去、保守等の作業を実施する場合には、事前に甲の承諾を得たうえで、設置施設に立ち入ることができる。

(協定の解約、変更)

- 第13条 甲及び乙は、相手方に対して、解約を希望する日の3か月前までに書面で通知することにより、本協定を解約することができる。
- 2 甲及び乙は、設置施設に変更が生じる場合は、相手方に書面で通知のうえ本協定別紙を更訂し、それを甲乙相互に確認する。

(状態の回復)

- 第14条 乙は、協定の期間が終了したときは、直ちにアクセスポイントの運用を停止し、これを撤去する。また、アクセスポイント設置時に乙が関連工事等を行った場合は、乙が本来使用する際に、支障のない状態に回復する。
- 2 前項にかかる費用は、乙が負担する。

(守秘義務)

第15条 甲及び乙は、本協定により知り得た相手方の情報を第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

(免責事項)

第16条 自然災害等、甲及び乙の責に帰すことのできない事由により被った損害については、双方とも一切その責を負わず、相手方に対し、金銭その他一切の請求をしないものとする。

(訴訟の提起)

第17条 この協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第18条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲と乙とが両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲) 〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇

乙) 〇〇
〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇

